

〔倭訓栞中編三十〕おんやうし 陰陽師也。○中 假名は和名抄に見えたり、よみくせはおみやうし也。

〔物類稱呼一人倫〕をんみやうじをんみやうじと唱ふ、然ども

〔漢書三十藝文〕道三十七家、九百九十三篇、

道家者流、蓋出於史官、歷記成敗存亡禍福古今之道、然後知兼要執本、清虛以自守、卑弱以自持、此君人南面之術也。○中

陰陽二十一家、三百六十九篇、

陰陽家者流、蓋出於羲和之官、敬順昊天、曆象日月星辰、敬授民時、此其所長也、及拘者爲之、則牽於禁忌、泥於小數、舍人事而任鬼神、

〔史記百二十七日者列傳〕褚先生曰、○中 臣爲郎時、與太卜待詔、爲郎者同署、言曰、孝武帝時、聚會占家問之、某日可取婦乎、五行家曰可、堪輿家曰不可、建除家曰不吉、叢辰家曰大凶、曆家曰小凶、天人家曰小吉、太一家曰大吉、辯訟不決、以狀聞、制曰、避諸死忌、以五行爲主、人取於五行者也、

〔風俗見聞錄二〕陰陽道の事、吉凶損益を告て、人を損し己を益さん事をはかるもの也、又家相、人相、方位的殺地祭、身固め、家固等の事あり、これまた人身を惑し、未前を億するもの也、陰陽道は、天下國家の事に御用ひあるは、格別の御事なれども、以下に廣く行はるべきものに非ず、すでに易の弊は賊也と云り、世をぬすみ人を犯す也、此道朝廷の御用ひあさからずして、中古大に誇て、土御門家の食祿、備前大井庄井、肥前内を領し、凡拾有餘萬石の家祿也と云、然るに豊臣殿下の世に欠所せられ、殊に文祿の頃、秀次卿騷動の時、土御門家の加りし事有し故、尾張國へ配流せられ、陰陽道は是國家を犯道也、治平の世には不益の物也と、兼て思ひ來れりと有て、陰陽道悉闕職せられしとき、其のち御當家の御世に成て、御赦免を蒙り、聊食祿を給はり、土御門家再び職祿を起せ